

第1章 計画改訂の趣旨

1 計画改訂の目的

一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、計画の基本理念を定め、数値目標を設定し、目標達成のための具体的施策、計画の推進について定めるものです。

本市においては、平成4年3月に廃棄物処理事業の総合的かつ計画的な推進について、その基本方針を示すため、一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

平成10年3月には、廃棄物処理技術の向上や最終処分場のひっ迫などを背景に、名称を「ごみゼロを目指したまちづくり基本計画(ごみゼロプラン)」として計画を改訂しました。

平成20年12月には、国の計画の中で天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取組を進めるための方針が示されたこと、各種リサイクル関連法が施行されたことを背景に、平成29年度を目標年度とする新たな計画を策定しました。

平成26年3月には、社会情勢の変化や関係法令等の動向に適切に対応するため、計画を改訂しました。

その後、平成30年1月に平成39年度(令和9年度)までを計画期間とする一般廃棄物処理基本計画を策定し、「市民、事業者及び市が協働して4Rで目指す循環型社会形成の推進」の理念のもと、ごみ減量や適正処理を推進してきました。

当該計画では、おおむね5年ごと、あるいは、事業の実施状況及び数値目標が計画と大幅に異なった場合や大きな状況の変化があった場合に計画の見直し・改訂を検討することとしており、本市においては、令和4年10月から家庭ごみ有料化及び戸別収集を導入したことから、当該家庭ごみ有料化等による減量効果を踏まえた数値目標を改めて定める必要があるため、ここで改訂を行うものです。

なお、令和元年に制定された食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」といいます。)第13条第1項においては、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めることとされていることから、今回の計画の改訂に併せて、一般廃棄物処理基本計画に盛り込んだ形で食品ロス削減推進計画についても策定するものとします。

2 計画改訂の背景

(1) 国

国は、令和6年5月に「第六次環境基本計画」を策定しました。この計画は、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げるとともに、現在直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の三つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

また、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。この計画では、循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものとし、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題としています。そして、循環経済への移行を国家戦略として位置づけた上で、重要な方向性として、①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行、⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、2030年（令和12年）度を目標年次として数値目標を設定しています。

(2) 東京都

東京都は令和3年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。この計画は、2030年度（令和12年度）に向けた東京の資源循環・廃棄物処理のあるべき姿として「東京が大都市としての活力を維持し、社会を発展させるため、持続可能な形で資源を利用する社会の構築を目指すとともに、社会的なコストや環境負荷を踏まえた上で、社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指す」としています。

計画では、①持続可能な資源利用の実現、②廃棄物処理システムのレベルアップ、③社会課題への果敢なチャレンジを3本の柱として掲げ、主要な施策として、「プラスチック削減プログラム及び食品ロス削減推進計画に基づき消費者やメーカー等と連携した施策の推進」、「区市町村が運営する廃棄物処理施設等の広域化・集約化による社会コストの削減」、「サーキュラー・エコノミーに向けた枠組みを検討するなど環境対策と経済を両立」、「首都直下地震等に備え、地域で処理するための協同組織、関連団体との連携などを推進」するなどとしています。

(3) 武蔵村山市

本市は、昭和40年（当時は村山町）から家庭ごみの収集を開始し、昭和47年には収集拠点としてごみボックスを市内約1,000箇所に設置しました。

しかしながら、高度成長期に伴うごみの増加から、最終処分地の不足やごみ投棄のモラルの低下が顕在化してきました。そこで、本市は、ごみの減量や適正排出の推進に向け、平成7年にごみボックスの撤去を行い、約20%のごみ減量を達成しました。

本市は、更なるごみの減量施策として、家庭ごみの有料化に係る検討を開始し、平成30年に策定した「武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画」において、「平成34年度（令和4年度）を目途に家庭ごみ有料化の導入を目指す」とし、令和3年10月に「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画」を策定し、令和4年10月から家庭ごみ有料化・戸別収集を導入しました。この家庭ごみ有料化・戸別収集事業の導入では、導入前年度（令和3年度）と導入翌年度（令和5年度）のごみ総排出量の比較では、14.3%のごみ減量を達成いたしました。

ごみは、燃やしたり、埋め立てたりして処理を行いますが、ごみを燃やす場合は、温室効果ガスであるCO₂（二酸化炭素）等が発生し、ごみを埋め立てる場合は、埋立をする場所が必要となります。

また、ごみを処理するためには、多くの費用が必要となることから、市民及び事業者の負担の軽減という観点からのごみを減らすことは大変重要です。本市の課題としては、多摩湖外周道路等における不法投棄の問題などもあります。不法投棄は環境美化の観点から景観を損ねたり、場合によっては、土壤汚染や水質汚染につながることもあり、不法投棄させないための対策に取り組む必要があります。

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された“2030年に向けた国際的な社会開発目標”であり、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けて、17のゴール、169のターゲットを位置付け、232の指標を設定しています。

これを受けて日本では、内閣総理大臣を本部長とするSDGs推進本部を設置し、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定しました。この指針は国連のSDGsサミットの開催ごとに改訂を行っています。

この指針の改訂版（令和5年12月19日）においては、重点事項として、①持続可能な経済・社会システムの構築、②「誰一人取り残さない」包摂社会の実現、③地球環境規模の主要課題への取組強化、④国際社会との連携・協働、⑤平和の持続と持続可能な開発の一体的促進が定められています。

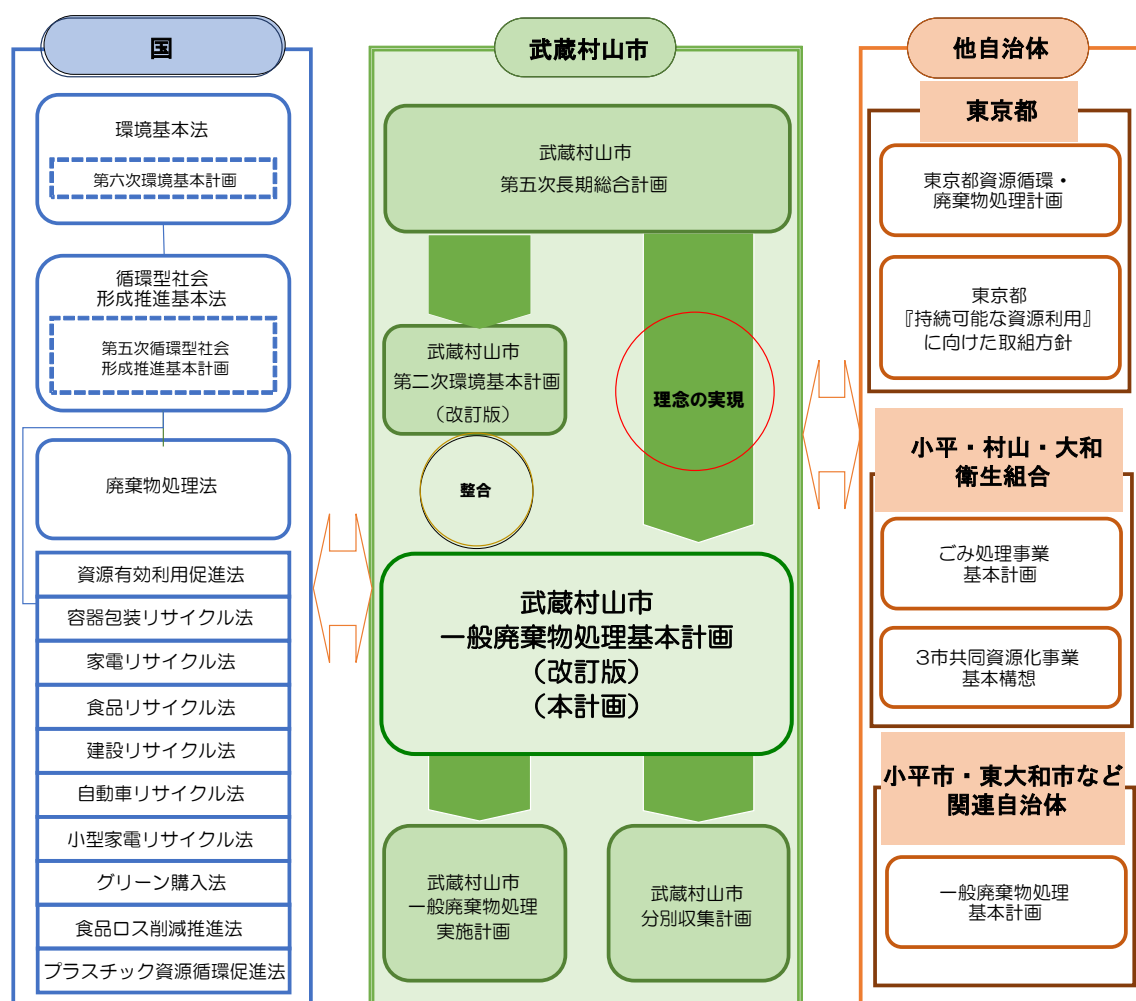
3 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項では、市区町村が一般廃棄物処理計画を定めることを義務付けており、本計画は同法施行規則第1条の3に定める基本計画に該当する法定計画です。また、本計画は、「食品ロス削減推進法」第13条第1項に基づく市町村食品ロス削減推進計画を一体的に策定する計画です。

策定に際しては、「武蔵村山市第五次長期総合計画」の理念の実現に向けた廃棄物部門の計画として、「武蔵村山市第二次環境基本計画(改訂版)」を踏まえつつ、更なる廃棄物の減量と適正処理への方策を定めます。

また、国の「第六次環境基本計画」、「第五次循環型社会形成推進基本計画」や廃棄物処理法、各リサイクル法、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」、「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」、小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合など関連自治体の一般廃棄物処理基本計画などとの整合を図って策定します。

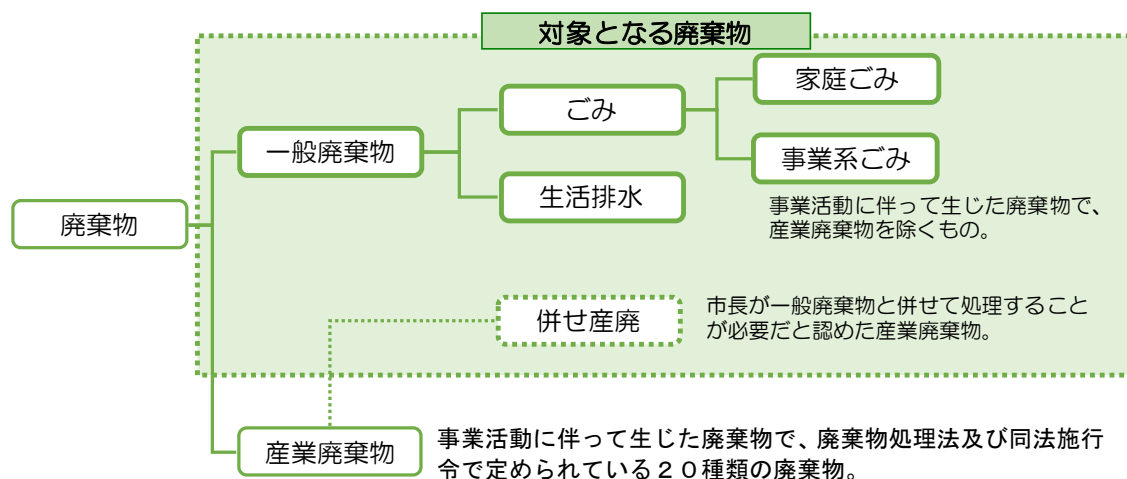
図1-1 本計画の位置付け



4 対象となる廃棄物

本計画は、市内で発生する一般廃棄物と、市長が一般廃棄物と併せて処理することが必要だと認めた産業廃棄物(併せ産廃)を対象とします。

図 1－2 計画の対象となる廃棄物



5 計画期間と目標年度

令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 年間とし、目標年度を令和 9 年度とします。

6 計画対象地域

武蔵村山市域とします。

7 計画対象主体

武蔵村山市民、武蔵村山市内の事業者及び武蔵村山市とします。